宿泊療養施設の廃棄物を取り扱うみなさまへ

新型コロナウイルス感染症の軽症者等の宿泊療養施設における廃棄物の排出に当たっては次の対策を実施しましょう。

── ごみを取り扱う際に心がける3つのこと ──

その1 ごみに直接触れない!

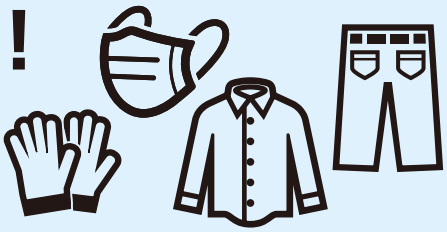

ごみに直接触れないようにするために、作業にあたる場合は**手袋、マスク、その他の個人防護具の使用**や、肌の露出の少ない作業着(長袖・長ズボン)の着用を徹底しましょう。
なお、気温や湿度の高いときには熱中症にも十分気をつけましょう。

その2 しっかり縛って封をする!

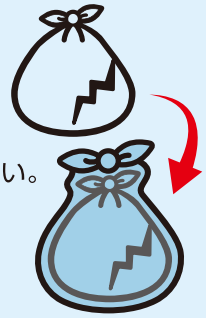

ごみが袋の外面に触れた場合、ごみ袋の結び目からごみが出そうな場合、ごみ袋が破れそうな場合など、感染防止の観点から、**ごみ袋を二重にして封**をしてください。
パッカー車によりごみ袋を圧縮して収集・運搬する場合は、袋の破裂を防止するため、ごみ袋の容量に余裕を持ち、袋の空気を抜いて出しましょう。

その3 ごみを捨てたあとは、しっかり手を洗う!

ごみを取り扱ったあとは、流水と石けんやアルコール消毒液による**手洗いや手指消毒を徹底**すること。
気がつかないうちにごみに触れていることがあるので、念入りに洗いましょう。

このほか、新型コロナウイルス感染症の廃棄物対策に関する基礎情報や留意点などは、こちらを御覧ください。>>>

宿泊療養施設から排出される廃棄物は、廃棄物処理法上、感染性廃棄物ではない廃棄物として処理できますが、廃棄物を取り扱う作業員の感染防止のための対策を確実に行う必要があります。

※宿泊療養施設は、新型コロナウイルス感染症の軽症者等が宿泊療養する施設です。病院や診療所などとは異なり、医師等が医業を行う場所ではありません。
※廃棄物処理法上、感染性廃棄物は、病院などの医療関係機関等での医療行為等により発生する感染性病原体を含むなどした廃棄物をいいます。

宿泊療養施設から排出される廃棄物を廃棄物処理法上の感染性廃棄物として処理することにより、感染性廃棄物を扱う処理施設において、廃棄物の処理が集中・停滞するおそれがあることに十分御配慮ください。

環境省
Ministry of the Environment